

〇〇〇 自主防災会防災計画（案）

1 目的

この計画は、〇〇〇自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 防災基本計画

この計画で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止及び初期消火に関すること。
- (6) 救出・救護に関すること。
- (7) 避難に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 環境衛生に関すること。
- (10) 防災資機材等の整備・備蓄に関すること。
- (11) 東海地震予知情報、警戒宣言等の発表に伴う対策に関すること。
- (12) その他必要な事項

3 防災組織の編成

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、別表に定める防災組織を編成する。

4 防災知識の普及

住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

- ア 防災組織及び防災計画
- イ 地震、火災、風水害等に関する知識
- ウ 地区周辺の環境に応じた防災知識
- エ 各家庭における防災上の留意事項
- オ その他

(2) 普及の方法

- ア 広報誌、パンフレット等の配付
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ その他

(3) 実施時期

- ア 防災関連諸行事が行われるとき。
- イ その他必要により随時

5 防災訓練の実施

災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、給食・給水等が迅速かつ的確に行い得るよう、次により防災訓練（個別・総合）を実施する。

(1) 訓練の種類

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 給食・給水及び防疫訓練

オ 避難訓練

カ その他

(2) 訓練実施計画

訓練の目的、種類、場所、参加人員等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(3) 訓練の時期及び回数

ア 実施の時期は、原則として防災関連諸行事が行われる時期とする。

イ 訓練の回数は、2種類以上の総合訓練は年1回以上、その他個別訓練は随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報部員は、地区内の災害情報、稲沢市災害対策本部（以下「本部」という。）、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を自主防災会会長（以下「会長」という。）に報告及び住民に周知伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯マイク、サイレン、巡視及び伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

地震等の災害においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月第1日曜日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 灯油等可燃性危険物の保管状況
- ウ 消火器等の消火資機材の整備状況
- エ 出入口及び避難通路の状況
- オ その他危険箇所の状況

(2) 初期消火

消火部員は、地区内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるように、次の事項に留意する。

- ア 地区内に設置してある消火栓及び消火用ホースの点検整備並びに防火用貯水槽の貯水量の点検、補水
- イ 消火器、消火用バケツ等の各家庭への配布の推進

8 救出・救護

- (1) 災害により建物の倒壊、落下物等により、救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。
- (2) 救出救護部員は、負傷者に医師の手当を必要と認めるときは、最寄の医療機関又は本部が設置する救護所へ搬送する。
- (3) 救出救護部員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、会長に報告するとともに、本部又は防災関係機関へ

出動を要請する。

9 避難

火災の拡大、洪水又は浸水等により住民の生命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

ア 避難誘導の指示

会長は、本部長（市長）から避難指示等が発令されたとき、又は必要と認めたときは、避難誘導部員に避難誘導の指示を行う。

イ 避難場所等の確認

避難誘導部員は、あらかじめ一時避難場所及び避難所を定め、点検を実施するとともに、住民に周知徹底を図り、安全の確保に努める。

市の指定する避難所は、○○○○○○○とする。

ウ 老人、病人等の緊急避難

避難誘導部員は、地区内の老人、病人等を平常時からよく把握しておき、災害時にはいち早く安全な場所に避難させる。

10 給食・給水

(1) 給食給水部員は、本部から配付される食糧の配分、炊出し等の給食活動を行うとともに、本部から提供される飲料水の給水活動を行う。

(2) 救助物資、その他の配付があった場合は、円滑かつ迅速に配分する。

11 環境衛生

環境衛生部員は、本部と協力し、地区内の防災衛生活動を行う。

12 防災資機材等の整備・備蓄

(1) 災害に備えて必要な防災資機材等の整備・備蓄を計画的に進め、
災害発生時に対応できるように維持管理する。

(2) 防災資機材等の保管備蓄場所 ○○○○○